

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から 台風による災害に注意!

例年、9月は台風シーズンで、これに伴う大雨による河川、湖沼の増水、崖崩れ等の災害が懸念されます。台風による災害被害に遭わないよう次の点に注意しましょう。
 ○台風による災害に備え、ラジオ、ライト等を常備しておきましょう。
 ○常に気象情報に注意しましょう。
 ○浸水等による避難勧告があった場合に備え、最も近い避難先を確認しておきましょう。
 ○台風や大雨の時は、海や川には近づかないようにしましょう。
 9月は残暑が厳しく、まだ海や川でのレジャーが楽しめるシーズンでもあります。楽しい海や川も、台風が来れば、非常に危険な場所になります。台風が予想される時は、海や川での遊びを中止して、災害に備えましょう。

交通課から

秋の交通安全県民総ぐるみ運動の実施について

町内では震災復興工事の進展に伴い、工事関連車両等が増加しており、重大交通事故の発生が懸念されています。

家庭、職場、学校等において交通安全を呼びかけ、交通事故のない安全な町を目指しましょう。

◇運動の期間

- (1) 実施期間 9月21日(土)から9月30日(月)までの10日間
- (2) 「交通事故死ゼロを目指す日」9月30日(月)

◇運動重点

- (1) 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 全国の重点
 - ア 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
 - イ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ウ 飲酒運転の根絶
- (3) 宮城県独自の重点 二輪車の交通事故防止



問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

南三陸消防署からのお知らせ

9月9日は「救急の日」です

「救急の日」の9月9日(月)を含む1週間(9月8日(日)から9月14日(土)まで)を「救急医療週間」とし、救急医療の普及、啓発活動が全国的に実施されます。

「救急の日」を機会に次のことを心がけましょう。

- ◇いざというときのため、正しい応急手当の知識を身につけておきましょう。
- ◇健康には日頃から十分気をつけ、何でも相談できるかかりつけ医を持ちましょう。
- ◇一刻を争う重症患者を救うため、救急車及び救急医療機関の適切な利用をお願いします。

「救急フェア」を開催します。

- ◇日時 9月7日(土) 午前9時30分から11時
- ◇場所 南三陸さんさん商店街駐車場
- ◇内容
 - ・心肺蘇生法・AED体験コーナー
 - ・消防車両の見学コーナー
 - ・各消防服着装コーナー(写真サービス有)
 - ・一日救急隊長等

※雨天の場合翌日に開催します。
 消防署では心肺蘇生法やAEDの講習会も随時実施していますので、受講を希望される場合は問い合わせください。

問い合わせ

南三陸消防署 ☎46-2677
 南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

庄内の風⁷⁹

友好町の山形県庄内町を紹介する情報コーナー

アツアツのジンギスカンを味わおう! 小出沼親水広場まつり

9月8日、小出沼親水広場を会場に小出沼親水広場まつり2013が開催されます。この祭りは、



広場内にある小出沼ファミリー牧場で放し飼いにされている羊の肉を使ったジンギスカンを沼周辺の景色を眺めながら味わえることが人気で、魚のつかみ取りや金魚すく

いなど水にちなんだ多彩なイベントも参加者を楽しませてくれます。

会場の周囲は田に囲まれているため、この時期になると青々とした稲の葉と黄色に変わり始めた稲穂越しに見る鳥海山は絶景です。

残暑の中、夏最後の水遊びを楽しみながら、秋への移り変わりを感ぜられるこのイベント!今年も多く参加をお待ちしています。

庄内町商工観光課 ☎0234-42-2922



災害時要援護者台帳への新規登録者を募集します。

町では、平成19年度から災害時要援護者登録台帳を整備し、要援護者が住み慣れた地域で安心して生活ができる環境を整備してきました。このたびの東日本大震災では、役場の機能が一時喪失してしまい支援システムが機能しませんでした。この教訓を生かし更なる整備を行います。

◇災害時要援護者とは?

災害発生時に自らの力で避難が困難な方を「災害時要援護者」(以下「要援護者」といいます。対象の範囲は次のとおりです。

対象者	対象の範囲
高齢者	一人暮らし、高齢者世帯、寝たきりなど
障がい者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など
在宅療養者	難病患者など
その他	妊婦、外国人など

◇要援護者登録制度とは?

要援護者のうち災害発生時に地域の方々の支援を希望する方を、町が「災害時要援護者登録台帳」に登録します。台帳に登録された内容は、民生委員や地域の支援者との間で情報共有し、普段からの見守りや災害発生時の安否確認といった、要援護者の支援のために活用します。

◇登録方法は?

- ・本人の希望による申請を原則とします。申請書は役場保健福祉課窓口、歌津総合支所窓口にあります。申請を希望する要援護者は必要な情報を記入し、申請書を配布している窓口申請してください。
- ・寝たきりの高齢者や障がいのある方で希望される方については、民生委員が申請のお手伝いをします。

◇個人情報の保護は?

申請内容に含まれる個人情報は町が台帳として管理し、行政区長、民生委員、支援者、社会福祉協議会、警察及び消防署に情報提供します。個人情報は要援護者の支援以外には使用しません。

◇要援護者台帳に登録を!

町では平成19年度以降要援護者登録台帳の整備に努め現在300名を超える方が登録しています。災害が起こった時に町と地域の皆さんが協力し助け合うための第一歩となります。要援護者の中にはプライバシーの問題や、周囲の方々に迷惑をかけたくないとの思いから登録を迷われる方もいるかもしれませんが、あなたの大切な命を守るため、また、あなたが災害に遭うことで悲しむ人を作らないためにも、災害時要援護者台帳への登録をお願いします。なお、すでに登録済みの方は登録の必要はありません。

◇集中登録期間

9月2日(月)から10月31日(木)までを集中募集期間とし、その後は随時募集します。

*対象者の範囲は状況に応じて考慮しますので登録希望者は保健福祉課までご相談ください。

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
 歌津総合支所町民福祉課生活福祉係 ☎36-3921

NHK受信料の減免

◇対象 全額減免: 身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳取得者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税

半額減免: 下記に該当するものが世帯主の世帯

1. 身体障害者手帳1~2級または視覚・聴覚障害者
2. 療育手帳A
3. 精神障害者保健福祉手帳1級

◇手続きに必要なもの 印鑑、手帳

◇手続き前に確認してほしいこと 受信機所有数(地上台、衛星台等)、お客様番号

平成25年4月から難病等の方々障害福祉サービス等の対象となりました。

◇対象 対象疾患(130疾患)による障害がある方

身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等*の受給が可能

*障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

◇手続きに必要なもの 対象疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書または特定疾患医療受給者証等)その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

障害者優遇制度について

9月1日(日)から9月30日(月)は健康増進普及月間です。

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリで、ご自身の健康寿命を延ばしましょう。

9月1日(日)から9月30日(月)は食生活改善普及運動月間です。

日々の食生活のなかで、「毎日プラス一皿の野菜」を食卓に増やしましょう!

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113